

平成 11 年 4 月 19 日付け平成 11・03・31 企第 5 号(抜粋)

(6) 第 9 条の規定による商工組合の特別の地区の承認について

第 9 条の規定による商工組合の特別の地区の承認に係る審査基準は、中小企業団体の組織に関する法律施行令第 1 条の 2 の要件が形式的及び内容的に満たされているか否か、又は、その他特殊な事情がある場合は、必要な資料等に基づき個別に判断するものとする。

中小企業団体の組織に関する法律施行令第 1 条の 2

法第 9 条ただし書の規定により商工組合が特別の地域をその地区とすることができます場合は、次の各号に適合する地域を地区として同条ただし書に規定する商店街組合(以下単に「商店街組合」という。)を設立する場合、地方的な特産物に係る事業を資格事業(商工組合の組合員の資格として定款で定められる事業を言う。以下同じ。)とする商工組合を設立する場合、その区域内において資格事業を行う者の数が三千を超える都道府県においてその区域の一部を地区とする商工組合を設立する場合その他特別の地域を商工組合の地区とすることを適當とする特殊の事情がある場合であって、主務大臣の承認を受けたときとする。

- 一 その地域の全部又は大部分が市又は特別区の区域に属すること。
- 二 その地域の全部又は一部を地区の全部又は一部とする商工会が設立されていないこと。
- 三 その地域の全部又は一部を地区の全部又は一部とする商工会議所が設立されているときは、その地域を地区とする商店街組合が設立されることによりその商工会議所の組織又は運営に支障を生ずるおそれがないこと。

(地区が都道府県の区域を超えない商工組合については、同施行令第 10 条第 2 項により、主務大臣の承認は都道府県知事が行うこととされている)